

## 令和6年度月別随意契約一覧(令和6年4月分)

仙北市契約検査室

No	契約件名	契約先	契約金額(円)	契約日	担当課	契約理由
1	仙北市庁舎等自家用電気工作物保安管理業務委託(長期継続契約)	一般財団法人 東北電気保安協会 秋田事業本部	27,966,048	令和6年4月1日	管財課	平成30年度以前より東北電気保安協会秋田事業本部が市内全56箇所分の施設を担当しており、この保安業務は電気主任技術者によって行われている。しかし、電気事業法によって1人の電気主任技術者が担える点数が33点と定められており、市内全施設の換算点数は40～50点となる。東北電気保安協会秋田事業本部以外では電気主任技術者が不足しているため市内全56箇所分を一括して契約することが出来ない。また、保安業務を行うにあたり、建物の構造及び作業内容を熟知しており、緊急時の対応についても迅速な対応が見込まれるため一者による随意契約とする。 (施行令第167条の2第1項第2号の規定による)
2	仙北市防災行政無線施設設備維持管理業務委託	株式会社 日立国際電気 東日本支社	6,600,000	令和6年4月1日	総合防災課	本業務は、防災行政無線システムの保守・維持管理を行うものである。 このシステムにはメーカー独自の特殊技術を導入しており、システムの開発業者以外では、故障時の対応やシステムのバージョンアップを行うことが不可能である。 (施行令第167条の2第1項第2号の規定による)
3	仙北市基幹系業務システム保守業務委託	株式会社 日立システムズ 北東北支店	28,314,000	令和6年4月1日	総合情報センター	仙北市で導入している基幹系システムのSEサポートや保守を実施する業務委託である。 このシステムは業者独自開発のシステムであり、開発元である業者以外では運用保守について請け負うことができないため、随意契約とする。 (施行令第167条の2第1項第2号の規定による)
4	仙北市情報通信ネットワークシステム保守業務委託	東日本電信電話株式会社 秋田支店	7,447,000	令和6年4月1日	総合情報センター	仙北市で導入しているネットワークシステムの定期点検や保守を実施する業務委託である。 現在のネットワークは合併時と比べて極端に複雑化しており、コアとなる装置で制御されるシステムとなっている。この最も重要になるコアの部分を含め、現業者が構築したものであり他の業者では保守を請け負うことができないため、随意契約とする。 (施行令第167条の2第1項第2号の規定による)

No	契約件名	契約先	契約金額(円)	契約日	担当課	契約理由
5	仙北市財務会計等システム 保守業務委託	株式会社 アイシーエス	8,210,400	令和6年4月1日	総合情報 センター	仙北市で導入している財務会計等システムの運用維持保守を実施する業務委託である。 このシステムは業者独自開発のシステムであり、開発元である業者以外では運用保守(ソフトウェア許諾や維持保守)について請け負うことができないため、随意契約とする。 (施行令第167条の2第1項第2号の規定による)
6	令和6年度仙北市インターナショナルスクール誘致促進業務	株式会社 Japan Navi	7,850,000	令和6年4月1日	企画政策課	令和5年度仙北市インターナショナルスクール誘致PR委託で招聘したシンガポールのインターナショナルスクールと現在折衝中であり、誘致に向けた折衝を円滑に行うため、同スクールを招聘した事業に令和5年度に携わった事業者と契約をする。 (施行令第167条の2第1項第2号の規定による)
7	令和6年度仙北市MaaS事業化 計画・運営業務	東日本旅客鉄道 株式会社	14,619,000	令和6年4月16日	企画政策課	令和5年度仙北市MaaS事業化企画・運営委託では、実証運行モデルの策定だけでなく、実証運行に参加する地域のタクシー会社やバス会社との調整も進められた。 実証運行等の円滑な実施のため、令和5年度の事業で実証運行に向けて市内交通事業者と調整を進めていた事業者と契約をする。 (施行令第167条の2第1項第2号の規定による)
8	令和6年度 仙北市内遊休施設等調査業務	株式会社 北都銀行	5,341,000	令和6年4月30日	企画政策課	仙北市プロポーザル方式の手続に関する要綱第4条の規定により選定委員会を組織し、一般公募を実施。参加意思表明があった3事業者を対象にプロポーザルを実施し、選定された事業者と契約をする。 (施行令第167条の2第1項第2号の規定による)
9	戸籍電算システム 保守業務委託	株式会社 日立システムズ 北東北支店	9,913,200	令和6年4月1日	国保市民課	本業務は、戸籍電算システムのソフトウェア保守や運用維持管理が主な業務であるが、ソフトウェア使用許諾等システムの特異性などから、開発元である業者以外では運用保守不可能であるため、随意契約とする。 (施行令第167条の2第1項第2号の規定による)
10	特定健康診査業務委託	公益財団法人 秋田県総合保健事業団	11,993,047	令和6年4月1日	国保市民課	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施する「特定健康診査」を実施するにあたり、厚生労働省「特定健康診査の実施に関する基準」に基づく集団健康診査を行う業者が、秋田県総合保健事業団のみであるため、一者による随意契約とする。 (施行令第167条の2第1項第2号の規定による)

No	契約件名	契約先	契約金額(円)	契約日	担当課	契約理由
11	後期高齢者健康診査業務委託	公益財団法人 秋田県総合保健事業団	7,350,200	令和6年4月1日	国保市民課	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施する後期高齢者への健康診査を実施するにあたり、厚生労働省「特定健康診査の実施に関する基準」に基づく集団健康診査を行う業者が、秋田県総合保健事業団のみであるため、一者による随意契約とする。 (施行令第167条の2第1項第2号の規定による)
12	診療報酬の審査支払事務委託	秋田県国民健康保険 団体連合会	6,586,863	令和6年4月1日	国保市民課	公法人である秋田県国民健康保険団体連合会との契約であり、単価は秋田県国民健康保険団体連合会通常総会において議決済みであるため。 (施行令第167条の2第1項第2号の規定による)
13	検診検査等業務委託	公益財団法人 秋田県総合保健事業団	23,639,759	令和6年4月1日	保健課	市民のがん患者等の早期発見及び受診率向上を目的に特定健康診査等と同時に各種検診(各種がん検診、肝炎ウイルス等の検診)を実施するものである。実施するにあたっては、特定健康診査等と同時に実施可能であることが市民の利便性において必須であり、1日等の短期間であれば他の者でも対応できるが、全市民を対象にした長期の健(検)診日程に対応できるのは、秋田県総合保健事業団のみである。 (施行令第167条の2第1項第2号による)

No	契約件名	契約先	契約金額(円)	契約日	担当課	契約理由
14	仙北市障害者等 相談支援事業委託	社会福祉法人 秋田ふくしハートネット	8,158,570	令和6年4月1日	社会福祉課	<p>社会福祉法人秋田ふくしハートネットが開設する指定相談支援事業所愛仙(以下、「当該業者」という。)は障害福祉サービスまたは障害児通所サービス利用に係る計画作成業務を相談支援専門員3人で行っており、仙北市内障害児者約140人の計画を作成している。</p> <p>また、相談件数も年々増加しており(R3・1,503件、R4・1,714件、R5・1,800件見込み)、平成24年度から質の高い相談支援業務を継続して行っていることから、障害児者及びその保護者からの高い信頼と市民から相談機関としての認知度が高いことが分かる。</p> <p>なお、仙北市障害者等相談支援事業実施規則第5条第1項により委託可能業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定相談支援事業者となっており、当該業者は本市で唯一の指定相談支援事業者である。 (施行令第167条の2第1項第2号の規定による)</p>
15	仙北市生活困窮者自立相談 支援事業委託	社会福祉法人 仙北市社会福祉協議会	5,579,200	令和6年4月1日	社会福祉課	<p>社会福祉法人仙北市社会福祉協議会は、本市において生活困窮者の支援及び各種社会福祉事業の実施実績がある、本業務を委託できる唯一の法人であるため一者随意契約としたい。</p> <p>(本事業は、平成27年4月1日施行の生活困窮者自立支援法で自治体の必須事業と定められているものである。</p> <p>実施にあたっては、自立相談支援機関を設置し、主任相談支援員、相談支援員及び就労支援員を配置して、関連する業務を行うこととなる。) (施行令第167条の2第1項第2号の規定による)</p>
16	仙北市一時預かり事業 業務委託	社会福祉法人 はなさき仙北	31,977,460	令和6年4月1日	子育て 推進課	<p>本業務は、仙北市内の幼保連携型認定こども園で実施しており、仙北市内で運営している業者は「社会福祉法人はなさき仙北」の1者のみである。市外の園に委託するとなると子育て世代の親子が利用しにくくなるため、「社会福祉法人はなさき仙北」へ委託することにより、事業運営の円滑化や質の確保が図られるため、同法人と特命随意契約としたい。 (施行令第167条の2第1項第2号の規定による)</p>

No	契約件名	契約先	契約金額(円)	契約日	担当課	契約理由
17	仙北市立角館小学校 スクールバス運行業務委託	ロイヤル交通株式会社	9,036,720	令和6年4月1日	学校教育課	本業務は西長野地区在住の児童を角館小学校へ送迎するための業務である。業務を実施するにあたっては、道路運送法に基づいた特定旅客自動車運送事業の許可が必要であり、仙北市内で許可を受けた事業者がロイヤル交通のみであることから、ロイヤル交通との随意契約としたい。 (施行令第167条の2第1項第2号の規定による)